

## 発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範

北海道木材産業協同組合連合会  
最終改正 令和6年4月1日

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく平成29年3月14日経済産業省告示第35号（以下「告示」という。）第6条において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められ、木質バイオマスについても、告示の表第12号に掲げる「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）」（以下「間伐材等由来のバイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第13号に掲げる「木質バイオマス」（以下「一般バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第14号に掲げる「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められているところである。

この区分の下では、間伐材等由来のバイオマス、一般木質バイオマスについて適切な識別・確認が行われなければ、調達価格等が適正に適用されない事態も懸念される。

このようなことを踏まえ、北海道木材産業協同組合連合会（以下「道木連」という）は、再エネ特措法に基づくFIT・FIP制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電の燃料としての間伐材等由来のバイオマスや一般木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序をもって供給されることに資するよう、発電燃料の原料となる間伐材等由来のバイオマス、一般木質バイオマス、及びこれらを原料とするチップ等の供給者が、間伐材等由来のバイオマスや一般木質バイオマス由来であることの確認に取り組むに当たっての自主行動規範を制定し、ここに公表する。

また、令和4年度以降のFIT・FIP認定案件（1,000kW以上）については、ライフサイクルGHGの基準が適用される場所、発電事業者によるライフサイクルGHGの算定に必要な情報が適切に収集・管理・伝達されるよう、国内で発生する木質バイオマスの供給に関わる事業者が取り組むべき事項についても併せて定めるものとする。

（間伐材等由来のバイオマス及び一般木質バイオマスの証明のための事業者の認定）

林野庁が策定、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に示した業界団体の評価・認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、道木連の会員等事業者の認定を行い、間伐材等由来のバイオマス及び一般木質バイオマスであるこ

とが証明された、発電利用に供される木質バイオマスの供給に努めるものとする。

また、国内木質バイオマスを使用した発電案件のライフサイクルGHGの算定に必要な情報の収集・管理・伝達の取組についても、会員事業者の申請に基づき認定を行うものとする。

（情報の公開）

道木連は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

（既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進）

道木連は、発電利用に供される木質バイオマスの利用にあたっては、既存利用に適切に配慮しながらこれを推進することに努力するものとする。

附則 本行動規範は、令和6年4月1日に公表する。